

法人税の軽減税率 22%から18%に引き下げ

年所得 800 万円以下の中小企業等が対象

欠損金の繰戻し還付も復活

資本金 1 億円以下の中小企業の所得金額を対象に、年所得 800 万円まで 22%に軽減されている法人税率が 21 年度税制改正で 18%に引き下げられることとなります。2年間の時限措置として実施されそう。また、前年度は黒字だったけれど、経営悪化で今年度は赤字に転落した中小企業に、前年度に納付した法人税の還付をする制度も復活しました。

中小法人の軽減税率

法人税の税率は、原則として一律に 30%になっています（基本税率）が、現在、資本金 1 億円以下の中小企業に対しては二通りに分かれ、所得金額が年 800 万円超だと同じ 30%ですが、800 万円以下に対しては 22%に軽減されています。改正では、これをさらに引き下げ 18%にします。

今月中に参議院を通過、4 月から施行される予定です。これについては野党の反対はなく、予定通り実施されそうです。

中小企業も 3 月期決算が大半ですが、10 月や 12 月決算の企業の場合、1 年を経過しないため、どう扱ってゆくかは、国税庁で検討します。

狙いは現在の景気悪化に苦しむ中小企業を支援することで、期間は 2 年間。中小企業は日本の場合、約 99%が資本金 1 億円未満で、最近では赤字経営の企業が増えていることから、対象になる企業は多いようです。

また、商工会、商工会議所、中小企業等協同組合などの公益法人や医療法人についても租税負担能力などを考慮して税率は 22%に抑えられていますが、これらの法人も年所得 800 万円以下の部分には 18%に引き下げられます。

これまで、中小法人の軽減税率引き下げは、基本税率の引き下げに合わせてしか実施されていみせんでしたが、今回は急速な景気悪化に配慮し軽減税率を単独で引き下げることが決まりました。基本税率との差は 12%で過去最大の水準になります。

ところで、法人税率だけを見ると、すでに欧米の水準並みに下がっています

が、府民税と市町村民税の住民税、それに法人事業税を合わせた全体（実効税率）では所得のほぼ40%になり、まだ、欧米と比べ、高率のようです。

中小法人等の軽減税率引き下げの内容

対象	現行制度の税率		引き下げ後の税率
大企業 資本金1億円超	所得区分なし	30%	30%
中小企業 資本金1億円以下	年所得800万円超	30%	30%
	年所得800万円以下の部分	22%	18%
商工会、商工会議所、中小企業等協同組合、商店街振興組合など	所得区分なし	22%	22% (年所得800万円超の部分)
			18% (年所得800万円以下の部分)

欠損金の繰戻し還付

前年度は黒字だったが、経営悪化で今年度は赤字に転落した中小法人が、前年度に納めた法人税の還付を受けることができる制度です。対象となる事業年度は平成21年2月1日以後に終了する各事業年度です。これまで、設立5年以内の企業を対象としていた要件を一時的に緩めて、すべての中小企業を対象に還付することになります。

前年度500万円の黒字で110万円の法人税を納めた（税率22%の場合）が、今年度は500万円の赤字になった場合、前年度の黒字と今年度の赤字を相殺し、前年度に納付した法人税110万円が還付されます。

また、今年度300万円の赤字の場合は、支払った法人税の額×欠損金／前期の所得金額で計算するので、

$110 \text{万円} \times 300 \text{万円} / 500 \text{万円} = 66 \text{万円}$ が還付されます。

このほか、平成21年度の税制改正には中小企業向けがいくつかあります。事業承継税制、商店街活性化に向けた税制支援、人材投資促進税制、エネルギー需給改革推進に関する投資促進税制などです。顧問税理士などと相談し、うまく申請すると有利になると思います。

株式会社 大阪彩都総合研究所 橋本剛